

「情報公開文書」

受付番号：2021-4-132

課題名：日本人を対象とする網羅的自己抗体測定システムの確立と精度向上に向けた研究

研究責任者：五島 直樹

所属機関：プロテオブリッジ株式会社

職名：取締役副社長（CSO）

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク事業地域住民コホート調査に参加された方。その中でも、特に下記の条件に当てはまる方。

- (1) 検体採取時に60歳以上の男女
- (2) 既往歴が「無し」「虫歯」「乱視」「上顎前突」のいずれか1つと回答した方

2. 研究目的・方法

【研究期間】2022年5月1日～2026年3月31日

【研究目的】微量の血液に含まれる免疫関連タンパク質から、疾患およびその原因を特定する自己抗体測定装置を開発するための研究である。自己抗体測定装置の臨床有効性を担保するため、健常者基準値の取得と範囲設定及びデータベースの構築を目的としている。

【研究方法】プロテオブリッジ株式会社で開発中の自己抗体測定装置を用いて、健常人血清に含まれる抗体を検出し、解析を行う。血中抗体量は、蛍光標識したヒト抗体を結合させ、その蛍光量で算出する。得られる情報は、血清中の自己抗体の種類と濃度（半定量値）であり、約1.4万種類の自己抗体について評価する。また研究の進展によっては、自己抗体測定装置の抗原タンパク質を変異体に置き換え、最大7万種類の自己抗体について評価する。

なお、本研究は健常人の抗体の保有を網羅的に調べるものであり、対象者の健康状態等の評価等に直接的につながるものではありません。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：血清

情報：検体採取時の年齢、性別、既往歴、調査票（生活）情報、特定検診情報等

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 関係研究組織

機関名称：東北メディカル・メガバンク機構

住所：宮城県仙台市青葉区星陵町2番1号

連絡先：022-272-6955（分譲・共同研究推進室）

提供担当者名：大根田絹子 分譲・共同研究推進室長

提供責任者名：山本雅之 機構長

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北メディカル・メガバンク機構 分譲・共同研究推進室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町2-1 TEL：022-272-6955

東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート担当

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町2-1 TEL：022-718-5161

岩手医科大学 いわて東北メディカル・メガバンク機構

〒028-3694 岩手県紫波郡矢巾町医大通1-1-1 岩手医科大学 矢巾キャンパス

TEL:019-651-5110 (内線 5508/5509)

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)＞

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合